

毎年震災記念日が近づくと必ず報道される記事があります。それは、「戻りたいけど、戻れない県外被災者」のことで、お手元の資料にありますように 2009 年 1 月 12 日の神戸新聞の報道をみますと、震災から 14 年が過ぎようという現在でも戻りたいという願いが叶わずにいると書かれています。兵庫県によると、2009 年 3 月の時点で連絡制度に登録している方は 113 人、連絡制度がはじまってから 2009 年 3 月までに登録を終了した県外被災者は 856 人で、そのうち県内に戻ってきた人が 251 人、戻っていない人が 605 人になります。**実に 7 割の人が戻っていないことになりました。**どのような要因で戻れないのか、あるいは戻れなかったのかを考えていくことは重要だと考えます。今年で震災から 15 年を迎えようとしていますが、県外被災者は今でも阪神・淡路大震災の残された課題として存在しているのです。

報告者と共同研究者である関西学院大学の高坂は、今回調査を実施し、県外被災者の実態を把握することで、阪神淡路大震災の対策として何が残されているかを見定めようと考えました。災害復興は長期にわたる過程であるため、継続して検証していく必要があります。また、将来起こるとされている首都直下型地震などの大規模都市災害では大量の県外被災者（域外避難者）が出るだろうと推測され、阪神・淡路大震災の教訓が必ず生きてくると考えています。

まず、県外被災者の用語と数について若干の説明が必要です。県外被災者とは、平成 7 年 1 月 17 日に起こった阪神・淡路大震災の被災者のうち、県外に避難、あるいは転出した人々を総称したものです。兵庫県外に住んでいて、阪神・淡路大震災に遭った人を指すわけではありません。現在、さまざまな表現が使われています。例えば、「県外避難者」「域外避難者」、それから兵庫県では「県外居住被災者」という用語を使っています。「県外居住被災者」というのは少し長いので、ここでは省略して「県外被災者」としておきます。

次に、阪神・淡路大震災ではどれぐらいの被災者が県外へ出たのかということですが、その実態は把握できていません。**兵庫県では、平成 7 年の県外転出者の超過分を県外被災者の数 54,700 人と推計しています。**ただし、被災地に住民票だけを残して県外に居住しているケースもあることから、実態とはかけ離れているとの指摘もあります。

今回の調査では、平成 12 年 7 月以降「ふるさとひょうごカムバックプラン」に登録、もしくは平成 17 年 3 月までに「ひょうご便り」の送付を希望していた世帯の合計 1,701 世帯をもとに、兵庫県から調査に協力するか意向を尋ねてもらい、調査協力するという意向を得た 345 世帯を対象としました。2009 年 9 月に調査票を配布し、283 世帯から回答を得ました。回収率は 82%です。そのうち、阪神・淡路大震災の被災者でない方（災害救援で被災地に来た人、被災した親やきょうだいを受け入れた人、県外在住だが被災地に所有していた家がありそれが被災した人）、無効票などを対象外としたところ、有効回答数は 267 でした。

次に今回実施した県外被災者調査の結果を報告します。

◆被災者の属性

まず、被災者の属性についてですが、県外居住が 99.6%になります。次に居住地域ですが、都道府県別にみますと、**36 都道府県に上ります**。ほぼ全国的にちらばっていることがわかります。多い都道府県は大阪府（全体の 3 割）、東京都、京都府の順となります。地域で見ると、近畿地方が 47%と最も多く、関東地方、中国地方と続きます。平均年齢は 68.43 歳で、年代は 70 歳代が最も多く、次に 80 歳以上が多いです。男女別で見た場合、女性の方の平均年齢が高いです。グラフをみていただくと、男性と女性の年齢分布の違いがわかると思います。家族構成は震災前と比べると、震災前は配偶者のみの世帯が最も多く、単身世帯、配偶者と未婚の子どもの世帯と続きますが、震災後は単身世帯が最も多く、次に夫婦のみの世帯が多いことがわかります。

続いて、震災前の居住地域についてですが、西宮市が最も多く 22.8%、東灘区 18.7%、灘区 10.7%と続きます。なお、神戸市をひとつの地域としてみた場合は、およそ全体の 6 割になります。家屋の被害状況は全壊が 73.7%、半壊が 21.0%で、両方で全体の 9 割以上を占めます。震災前の平均居住年数は 19.2 年、居住形態は民間借家が多く 57.3%を占めます。次に多いのが持家で 33.7%になります。現在は、持家が 39.3%と最も多く、**次に公的借家が震災前の 1.9%から 30.9%と急増し**、逆に民間借家が 57.3%から 21%と大幅に減少しています。なお、震災前に持家だった世帯 88 世帯のうち、震災後も持家なのは 44 世帯（半分）で、それ以外は公的借家、民間借家になっています。民間借家、公的借家などの家賃をたずねたところ、震災前は 5~10 万円未満が最も多く、次に 3~4 万円未満を中心に 4~5 万未満、2~3 万の順になっています。現在でも最も多いのは、5~10 万円未満ですが、**次に多いのが 1~2 万円未満で、公的借家が増えているのにもなって、以前より低家賃の住宅に入っている**ことがわかります。職業は、震災前から無職層が多いですが、現在では無職層が全体の 7 割を占めています。震災後 15 年が経過し、加齢とともに定年退職を迎えた人が多かったのではないかと推察されます。収入に関しては、震災前は 200~300 万円が最も多く、次に 300~400 万円未満、400~500 万円未満と続きます。これに対し、震災後も最も多いのは 200~300 万円未満ですが、**100~200 未満が 6.6%から 20.2%と急増**しており、全体的にみた場合、低い層にシフトしています。**厚生労働省「国民生活基礎調査」(平成 20 年)**によれば、平成 19 年の平均所得は 556.2 万円（中央値は 448 万円）、最も多いのが 300~400 万円未満で 13.0%、次いで 200~300 万円未満が 12.8%、**100~200 万円未満が 12.6%**となっています。現在の世帯収入でも、県外居住被災者の世帯収入は全国平均と比べてやや低いことがわかります。県外居住被災者の現在の世帯収入は、一般世帯より高齢者世帯の状況に近いです。

これまで県外居住被災者の属性についてみてきましたが、要点をまとめます。高齢者が多く、全体の 62.1%を 65 歳以上の高齢者が占めています。特に女性は、70 歳代、80 歳代の高齢者が多く、女性全体の 6 割を占めています。家族構成は、現在「単身世帯」が最も多く、次に「夫婦のみの世帯」が多いです。住まいは持ち家が最も多く、次に公的借家が多いのが特徴です。震災前は民間借家が多いですが、震災後、民間借家の割合は著しく減少しています。また、現在の職業は無職が最も多く、全体の 6 割を占めています。これは震災後に定年を迎えた人が多いためであると考えられます。現在の世帯収入は 200~300 万円未満の層が 21.1%と最も高く、100~200 万円未満の層が 20.2%と **300 万円未満の層が全体の 4 割を占めています**。

◆生活と意識の変化

次に生活と意識の変化についてみていきましょう。ここでは、震災前と現在とを比較しながら述べていきます。

まず、生活のさまざまな側面での満足度を震災前と現在とで評価してもらいました。項目は、17項目で、具体的には、仕事、勤め先、収入、学歴、健康、余暇の過ごし方、住宅、地域環境、教育環境、自然環境、市内の公共施設、文化活動、スポーツ、買い物の便利さ、医療施設の便利さ、交通の便利さ、生活全般です。これらの各項目に対して、不満、やや不満、どちらともいえない、やや満足、満足の5つの選択肢から回答してもらいましたが、調査結果を理解しやすくするために「やや満足」と「満足」との合計を「満足」、「やや不満」と「不満」の合計を「不満」としておきます。その結果、震災前の評価はすべての項目で「満足度」が高く、「満足」が「不満」を上回っていることがわかりました。最も「満足」が高かったのは、「交通の便利さ」で83.5%の人が「満足」しています。次に「買い物の便利さ」が80.2%、「生活全般」が73.5%、「地域環境」72.2%、「仕事の内容」71.2%、「健康」70.9%、「医療施設の便利さ」70.4%、「勤め先」68.8%、「市内の公共施設」63.2%、「余暇の過ごし方」62.9%、の順に高くなっています。

これに対し、現在の生活は全体的に「満足」が減少し、「不満」が増えています。最も「不満」が高かったのは「収入」でその割合は50.9%、「満足」の20.1%をはるかに上回っています。「不満」が「満足」を上回っている項目は、「文化活動の場」（「不満」34.3%、「満足」31.5%）、「スポーツ活動の場」（「不満」32.4%、「満足」29.1%）です。その他の項目も「不満」が震災前より高くなっています。「交通の便利さ」は震災前の「不満」が7.2%だったのに対し、現在は39.7%、「健康」は15.2%から37.3%と増加しています。「余暇の過ごし方」は10.3%から29.6%、「地域環境」は12%から24.9%、「教育環境」は7.1%から23.1%、「市内の公共施設」は11.9%から32.7%、「買い物の便利さ」は9.7%から26.2%、「医療施設の便利さ」は11.3%から29.4%となっています。「生活全般」についても同様で、震災前の「満足」が73.5%と非常に高く、「不満」が8.7%であったのに対し、現在は「満足」が39.6%と激減し、「不満」が32.4%と増大しています。なお、「学歴」「住宅」「自然環境」の項目以外はすべて震災前と現在とで比較した場合に、統計的に有意差が認められました。

それでは次に暮らし向きについてみていきます。暮らし向きについては、かなり下、少し下、中くらい、少し上、かなり上、の5つの選択肢から回答してもらいました。震災前の暮らし向きについては、「中くらい」と回答している人が一番多く、55.3%と半数を占めます。そして「少し下」が18.6%、「少し上」が16.3%、「かなり下」が6.8%、「かなり上」が3.0%と続きます。「かなり下」と「少し下」と回答した人を合計すると、25.4%となり、「少し上」と「かなり上」と回答した人を合計した19.1%を上回ります。現在は、「中くらい」と回答した人は42.2%です。これは震災前の55.3%よりかなり減少しています。また、「かなり下」「少し下」と回答した人を合計すると47.9%にも上り、震災前に比べて暮らし向きが下だと回答している人が圧倒的に多いです。「かなり上」「少し上」と回答した人の合計は9.9%と震災前に比べて減少しています。参考までに内閣府の「国民生活に関する世論調査」をみてみましょう。同調査では、生活の程度を「上」「中の上」

「中の中」「中の下」「下」と5つの選択から選んで回答してもらっています。選択肢は若干異なるものの、県外被災者の意識と一般的な意識とを比較することができます。経年でみると若干の変化はあるものの、概ね傾向には変わりありません。また、平成21年の調査結果では「中の下」と「下」を合計しても31.5%にしかならず、**県外居住被災者調査の「少し下」と「かなり下」の合計47.9%にも達するという結果は、一般的な意識と比較してかなり低いといえます。**

次に震災前の地域の愛着に関して尋ねたところ、「ある程度感じる」と回答した人が46.6%と約半数を占め、「強く感じる」と回答した35.2%とあわせると、8割の人が震災前の地域に愛着を感じていることが明らかになりました。現在の地域への愛着については、「ある程度感じる」と回答した人が最も多く42.5%となっていますが、「強く感じる」の8.6%と合計しても51.1%となり、震災前と比べてかなり減少しています。その一方で「あまり感じない」が35.7%、「まったく感じない」が13.2%で、これらを合計すると48.9%になります。震災前と比べると地域に愛着を感じていない人の割合は18.2%から48.9%とかなり増加していることがわかります。

震災前のつきあいについて尋ねたところ、「何か困ったときには助け合う親しい人がいる」と回答した人が最も多く45.9%でした。次に「あいさつを交わす」が17.3%、「互いに訪問しあう人がいる」が14.7%、「ほとんどつきあいが無い」が11.3%、「立ち話をする」が10.9%の順となっています。「何か困ったときには助け合う親しい人がいる」と「互いに訪問しあう人がいる」両方の合計が全体の60.6%を占めることから、震災前のつきあいは比較的親密だと言えるでしょう。ところが、現在のつきあいを尋ねたところ、「あいさつを交わす」が最も高く26.7%、次に「何か困ったときには助け合う親しい人がいる」が22.2%、「ほとんどつきあいが無い」21.8%、「立ち話をする」18.8%、「互いに訪問しあう人がいる」が10.5%という結果になりました。震災前に比べて「何か困ったときには助け合う親しい人がいる」の割合が45.9%から22.2%と大幅に減少しています。「互いに訪問しあう人がいる」と「何か困ったときには助け合う親しい人がいる」とを合計しても32.7%です。逆に、「ほとんどつきあいが無い」と「あいさつを交わす」を合計すると48.5%となり、およそ半数のつきあいが希薄であるという結果となっています。

◆ 県外への転出について

次に県外への転出についての調査結果をみていくことにします。県外へ出た理由を尋ねたところ、**多いものから「早く落ち着いたかった」が18.7%、「家族・知人に勧められた」が16.5%、「ライフラインが使えず、被災地で生活できなかった」が11.9%、「仕事のため」が10.6%、「避難所にいられなかった」が8.2%、「仮設住宅に当たらなかった」が8.0%の順となっています（複数回答）。**「早く落ち着いたかった」「ライフラインが使えず、被災地で生活できなかった」「避難所にいられなかった」などの理由から考えると、**回答者は比較的早い時期に県外へ出た可能性が高いことがわかります。**また、県外へ出た理由に「家族・知人に勧められた」の回答が多かったことから、公的な支援ではなく自助努力で移動した可能性もうかがえる。なお、65歳以上と65歳未満の年齢別に見た場合、65歳以上に多かったのが「家族・知人のすすめ」「高齢のため」という理由でした。65歳未

満では、「仕事のため」「学校のため」という理由が多い結果になりました。

移転先については、「数年で戻るつもり」が32.2%と最も多く、「一時的な避難」が27.9%、「永住するつもり」が20.2%、「特に何も考えていなかった」19.8%の順となっています。

「永住するつもり」で移転した人を除けば、多くの方がすぐに戻るつもりで移転したことがうかがえます。なお、65歳以上と65歳未満の年齢別で見た場合、65歳以上に「永住するつもり」が26.2%と高く、65歳未満の10.2%と比べると高齢者に「永住するつもり」で移転した人が多いことがわかります。一方で、「特に何も考えていなかった」人のうち、65歳未満が27.5%と65歳以上の15%に比べて多いです。高齢世代は、移転する際に今後のことも含めて動いたと考えられ、若い世代はそこまで考える余裕がなかったようです。これには県外へ出た理由のうち「仕事のため」、「学校のため」などの理由が若い世代に多いことも関連します。

県外へ出たことをどう評価するかの問いに対し、「どちらかといえば良かったと思う」と回答した人は28.4%、「良かったと思う」と回答した人は17.1%で、両方を合計すると45.5%となり、およそ半数の人が「良かった」と考えていることとなります。しかし、「どちらともいえない」と回答した人が38.5%と多いことから、はっきりとした評価が下しにくい状況があるようです。

「兵庫県に戻ってくるつもりはあるか」という設問に対し、「戻ってきたい」が51.4%と半数を占めていますが、その一方で「戻るつもりはない」が48.6%と多く、意見は二分しています。移転先について尋ねた設問との関係でいえば、「戻るつもりはない」122人のうち、「永住するつもり」だった人は45人(36.9%)と多く、永住するつもりで転出した人は現在も戻るつもりがないことが明らかになりました。また、65歳未満と65歳以上の年齢別にみた場合、「戻ってきたい」とする人が65歳未満全体のうち66.7%を占めているのに対し、65歳以上では全体の42%です。これに対し「戻るつもりはない」人が65歳以上では全体の58%となり、65歳未満の33.3%を大きく上回る。高齢の世代ほど、「戻るつもりはない」と考えている人が多く、若い世代は「戻ってきたい」と考えている人が多いことがわかりました。

さらに「戻ってきたい」という人に対し、「どれぐらいで戻る予定か」を尋ねたところ、「未定」が69.2%と圧倒的に多く、「すぐにでも」14.6%、「数年以内」11.5%という結果となりました。これらの回答を解釈するにあたっては、自由記述の内容も検討しました。自由記述には「妻の病気が治ったら」「定年を迎えたら」「夫を見送って自分一人になったら」「(子どもが独立して)夫婦二人になったら」「できれば老後は」「65歳になって、年金の生活ができるとき」、県内に戻りたいという意見が散見されます。また、戻るのは無理だとわかっていながらも何らかのつながりをもっていたいという思いもあります。「今でも献血は神戸でしておりますので、自分のなかでは繋がりをもっていたいという気持ち」「神戸より絵手紙を毎月はげましのおたより(を受け取っている)」「子ども達は芦屋に居住していますので(中略)芦屋に住民票をおいています。これで芦屋へ帰るという私の夢はつながっているとささやかな生甲斐になっています」、「いつもひょうご便りが届くこと、時折の電話訪問頂く事、とつても励まされうれしく存じます」などがありました。

ただし、「戻ってきたい」という意識があっても時期が「未定」である人が多いとはいえ、「すぐにでも」という切実な思いを持っておられる方がいることも事実です。自由記

述には次のような県外被災者の思いが綴られています。「被災以来、県営、市営ともにかかさず、申し込んできました。最近は上記（募集区分で人数制限や申し込み資格があること、たった2戸しかない県外被災者枠のなかにも資格制限がある）の理由で申し込めないときが多々あります。ほんとに帰してくださる気持ちがあるのでしょうか。ただ公営住宅に当たって帰ることだけを望んでいるものにとって、15年もの間、帰れない（帰さない）理由を聞きたい。「希望する立地・賃料の公営賃貸住宅が当たることを待ち続けています」。どのような要因が帰県を妨げているのか、個別のより詳細な分析が必要です。

県内に戻っていない理由を尋ねたところ、「現在の居場所で落ち着いているため」が27.9%と最も多く、次いで「転居資金が調達困難である」が13.6%、「自宅の再建が困難」10.7%「仕事の都合があるため」9.6%「復興公営住宅が当たらない」8.6%「病院に通院するため」7.9%の順となっています。震災が起こってから14年が経過して現在住んでいる地域に定着していることがうかがえます。その一方で転居資金の調達、自宅の再建が困難、復興住宅が当たらないなどの問題があつて戻れないケースもあります。年齢別（65歳未満と65歳以上）でみた場合、65歳以上に多いのが、「自宅の再建が困難」（25.6%）です。逆に65歳未満で多いのが「仕事の都合があるため」（35.7%）、「仕事が見つからない」（21.4%）、「子どもの学校の都合があるため」（8.1%）の順となっています。

今後の住まいの希望を尋ねたところ、「公的借家」が最も多く42.3%で、次いで「持家」が38.0%の順となっています。なお、「その他」が14.1%と多いですが、これには、子どもとの同居や老人ホームなど福祉施設への入居を希望するものが含まれます。

今後の住まいの希望で公的借家、民間借家と回答した人に負担できる家賃を尋ねたところ、「2～3万円未満」が最も多く23.9%、次いで「1～2万円未満」が23.0%、「3～4万円未満」が15.9%と低家賃を回答する人が多い結果となりました。

◆支援策について

県外被災者を対象とした支援策は大別すると次の6つになります。①家賃を軽減する支援（民間賃貸住宅家賃負担軽減事業）、②生活再建のための貸付制度（生活復興資金貸付制度、政府系中小企業金融機関・環境衛生金融公庫災害復旧資金利子補給、被災者自立支援金）、③情報提供（「ひょうご便り」、県・市広報誌の送付）、④電話等の相談支援（フリーダイヤルによる電話相談）、⑤被災離職者の雇用促進（被災者雇用奨励金の支給、離職者生活安定資金貸付）、⑥県外被災者の交流活動等の支援（震災復興ボランティア活動助成、元気アップ自立活動助成、フェニックス活動助成）、です。それぞれの支援の評価はお手元の資料の表の通りです。支援に対する評価について尋ねた項目については、回答を「評価する」「やや評価する」の合計と「評価しない」と「あまり評価しない」を合計すると下記の表のようになります。支援の評価には二つのタイプ、ひとつは、「評価する」が「評価しない」を上回ったケースと、もうひとつが「評価する」が「評価しない」を下回ったケースです。前者の場合、①家賃を軽減する支援、③ひょうご便りなどの情報提供、④電話訪問などの相談支援、があげられます。後者の場合が②生活再建のための貸付制度、⑤

被災離職者の雇用促進、⑥県外活動等の支援、です。これは、支援施策の何が浸透し、何が浸透しなかったかを示唆していると考えられます。

支援評価の分析

① 被災者にとって支援が必要な時期はいつだったのか

支援評価の分析としては、まず被災者にとって支援が必要な時期はいつだったのかということがあげられます。先行研究によれば、避難時期は1995年1月で37%、4月までに7割が転出したとされています。こうした事実を勘案すれば、今回の調査対象となった県外居住被災者の多くもおそらくは**震災直後の3ヶ月の間、せいぜい遅くとも半年以内に県外に出たのではないかと推察されます**。今回の調査で移転当初の意識について尋ねていますが、「一時的な避難」(27.0%)、「数年で戻る」(31.1%)、「特に何も考えていなかった」(19.1%)をあわせると8割に及んでいます。被災当初は、先のことを決められない状況があったと考えられます。それは、県外に出た理由として「ライフラインが使えなかった」や「早く落ち着きたかった」、「親戚・知人の勧め」などからも推察可能です。被災してすぐに避難したのが県外でそこに今でも住んでいるといった状況があるのではないのでしょうか。県外居住被災者への支援を兵庫県が取り組み始めたのは、1996年末の「ふるさとひょうごカムバックプラン」からで、すでに震災が発生してからおよそ1年11ヶ月が経過していました。矢守克也は、兵庫県が行った復興10年総括検証・提言事業の報告「復興推進－施策推進上の共通課題への対応」の中で、各種の支援施策が時間の経過とともに段階的に拡充された経緯を検証し、支援施策が「先の読めない震災直後には薄く、その後、予算措置や体制の立て直しに伴って手厚くなる」と指摘しています。段階的に支援施策が拡充されていったため、県外被災者は、支援が必要な時期に適切な支援を受けられなかった可能性もあります。その時期を取り逃がすと、あとは現地での生活に好むと好まざるとにかかわらず「根が生える」ものです。15年目の実態（半数が「戻ってきたい」と言いつつ、県外で「定着している」）はこうした事情を反映していると推察できます。もっと最初から支援施策が揃っていれば、事態は大きく異なっていたのではないのでしょうか。

② 支援に関する情報の浸透

また、県外居住被災者への支援評価を尋ねた設問の回答として、「わからない」と答えた人が多いです。①家賃を軽減する支援では19.5%、②生活再建のための貸付制度では31.2%、③ひょうご便りなどの情報提供では11.2%、④電話訪問などの相談支援は30.3%、⑤被災離職者の雇用促進は40.4%、⑥県外被災者の交流活動等の支援は32.6%が「わからない」と回答しています。また、自由記述にも、「**県外被災者の交流活動とありますが、そのようなことがあったとは知りませんでした**」(No. 177)、「**災害援助金（全額100万円）も県外へ**

出た人は知らない人が多かった」(No. 220) という声や、「生活再建のための貸付制度について知らなかったことが多く、あとで口惜しい思いをしました」(No. 261) という声もありました。情報がどれだけ行き届いたのかということもさらなる検討が必要です。

◆阪神・淡路大震災の教訓

(1) 県外と県内の区別の解消

共同研究者である高坂健次はかつて「準市民」という言葉と概念を使って、災害のために本人の意思に反して「市外」(や「県外」)に出ざるを得なかった人々は、住民票を移す・移さないにかかわらず元々居た場所で受ける権利のあった市民、県民等としての権利を享受できるべきだという議論を展開したことがあります(「西宮とまちづくり」『地域都市の肖像』関西学院大学出版会、1998年)。県外居住被災者への支援は、矢守克也が「兵庫県が行った復興10年総括検証・提言事業の報告「復興推進－施策推進上の共通課題への対応」の中で指摘したように、各種の支援施策が時間の経過とともに段階的に拡充されていったこと、そして支援施策が「先の読めない震災直後には薄く、その後、予算措置や体制の立て直しに伴って手厚くなった」と指摘しています。段階的に支援施策が拡充されていったため、被災者への支援施策のうち、最終的に県外居住被災者が対象外とされたのは、持家再建支援事業(被災者向けの住宅資金融資を利用した一定の要件を満たす人に対する利子補給などの支援)、事業再開等支援事業(被災小規模事業者への事業再開、勤務していた企業が被災し離職した人の新規開業を支援するための経営指導、貸付)などです。しかし、県外居住被災者の中にこれを不満とする人も少なくありません。いくつか県外居住被災者の声を自由記述からひろってみましょう。例えば、県外で仕事を再開しようとした自営業の男性(No. 88)は「県外で再出発するときでも借金の利息は国、県が補充してくれるとの説明を受け、生活費とともに1,000万円以上借金し、5ヶ月後兵庫県から県外は対象になりませんという連絡があり、支払ができず何度もお願いしたのですが助けてくれませんでした」とあります。さらに、この男性は「震災が憎い。もっと考えて行動したら良かったと今でも残念で仕方がない」と悔やんでいます。また、住宅の再建支援を県外で適用してほしいという意見も多いです。例えば、「住宅支援(借入金の金利支援)が受けられなかったので県外でも対応してほしいです」(No. 100)、「自宅再建の時、兵庫県以外で再建時、県外の為利子補てん等もろもろの利点も補助の一つもなかった」(No. 218)などがあります。実際に県外で住宅を購入した人は次のように語っています。「現在の土地、建物を平成8年に購入したが、多額(約2,000万円)のローンを抱えた。平成11年に定年退職したが、退職金と毎月のローン返済(約8万円)でしのいでいる。年金生活で大変余裕のない毎日である。神

戸の自宅が壊れてなければこんな苦労しなくてもよかったのと思う日もある。県外に移った人びとも住宅ローン、改築ローンを低利で融資するような制度があったのかどうかよくわからない」(No. 67)。県外居住被災者は、同じ被災者であるのに県外だという理由で支援が受けられないのは不公平だと感じています。震災後、被災地を離れて新しい土地で慣れない生活を始めた県外居住被災者にとって震災のダメージは大きいものです。それにもかかわらず県外だという理由で支援が受けられないのは、納得がいかなかったのではないのでしょうか。「県外に出たばかりに・・・」という被災者の思いはこれ以上繰り返したくない問題です。このように県外と県内の区別なく対応や支援を行っていくためには、被災した市町村や都道府県を超えた広域行政が必要となってくると考えます。

(2) 広域行政の必要性

広域行政の必要性について論じるにあたって、まずは、自由記述の中からいくつか県外被災者の声を抜き出してみることになります。「震災から年数がたちすぎてしまい、兵庫県でこれから戻って暮らしが成り立つのかとても判断が難しいです。(中略)例えば、東京のハローワークでも兵庫県の求人すべてを見ることができるのかなどを知りたいです」

(No. 121) というかなり現実的な問いかけがあります。また、「県外であれ、県内であれ、被災した国民であることに違いはないのですから、日本中の市町村に被災者のために相談窓口を設ける等の措置くらいは当然するべきでしょう」(No. 109)、「被災地の自治体では県外へ転居した住民の情報を転居先の自治体へ提供し、アフターケアを依頼していただきたい」(No. 90)など転居した被災者がどこでも支援を受けられる体制を求める意見があります。さらに、住宅、就職といったように個々別々に対応するのではなく、一度に支援が受けられるようにしてほしいという意見も寄せられています。「震災後の兵庫県、神戸市からの情報提供は住宅関連のものばかりで雇用関連の情報は皆無でした。これもタテ割行政の弊害でしょうか」(No. 85) という県外被災者の方には、直接、聞き取り調査で話を聞く機会を得た。話を聞いてわかったことは、住宅のことについて電話で兵庫県の人と話をした折に「神戸には求人があるのでしょうかね」(仕事の情報が欲しい)と言ったところ、「それはここでは対応できないのでハローワークに行ってください」と言われ対応してもらえなかったという。その時、電話一本ですぐに対応してもらえたらと思ったようです。

現在、失業者等を対象に「ワンストップサービス」が試みられていますが、被災者がどの県に居住していようとも、最寄りの行政部門に出かければ元の県に関する情報が得られ、そこで展開されている施策の内容を知ることができ、「申し込み」さえもそこで(県外の窓口で)可能になるような仕組みづくりを工夫することが求められているのではないのでしょうか。向後、どこで大震災が起こるかわかりません。都市で大規模災害が起こった

ときには、多くの県外避難者（県外被災者）が出るのが想定されます。災害がどこで起ころうとも、全国の行政窓口が被災地対応の窓口をそれぞれの地域で一本化し、被災地県になりかわって「窓口」となる、というシステムを構築すること、そのための行政単位間の協定（必要なら若干の法律や条令改正）を実現しておくということが必要です。そうすることで県外被災者は実質的にも「次善の策」を考えることができるし、県外にたまたま出てしまったけれども、自分は「忘れられていない」「守られている」との思いをいただくことができるでしょう。地域連合構想は一部では進んだものの、上のような視点にたった具体策はどこでも進んでいるとは思えません。つまり、阪神・淡路大震災の15年の教訓をまだ生かしているとはいえないのではないのでしょうか。